

ATLAS

🌸🌸 資産税～お役立ち～新聞 🌸🌸

📍 相続税・贈与税に関するお役立ち情報をお届けして参ります 📍

第 7 号 (2016 年 3 月)

アトラス総合事務所

東京都渋谷区南平台町 2-17 日交渋谷南平台ビル 6 階

(TEL) 03-3464-9333



✉️ ≪ 推定される嫡出子と推定されない嫡出子 ≫ ✉️



〔嫡出子 (ちゃくしゅつし) とは?〕

嫡出子とは、法律上の婚姻関係にある夫婦間に生まれた子供の事を指します。
法律上の婚姻関係は、婚姻届を市区町村役場に提出し、受理されていなければ成立しません
(民法第 739 条)

よって、いわゆる“内縁関係”にある男女間に生まれた子供は、嫡出子とはならず、非嫡出子となります。



〔嫡出子には 2 種類ある?〕

ところで、同じ嫡出子でも 2 種類ある事をご存知でしょうか?

実は、嫡出子は、『推定される嫡出子』と『推定されない嫡出子』に分類されます。

このように同じ嫡出子でも 2 種類に分類される理由は、民法の嫡出子推定の規定に起因しています。



〔推定される嫡出子〕

民法第 772 条では、下記のように定めています。

- ① 妻が婚姻中に懐胎 (妊娠) した子供は、夫の子供と推定する。
- ② 婚姻成立の日から 200 日後、又は、婚姻の解消や取消しの日から 300 日以内に生まれた子供は、婚姻中に懐胎 (妊娠) したものと推定する。

ただし、あくまで推定なので自分の子供であることが疑わしいような場合には『嫡出否認の訴え』を起こして争うことが出来ます。

この『嫡出否認の訴え』は、夫のみが提起することが出来る手続きで、子供が生まれたことを知った日から1年以内に提起する必要があります。



【推定されない嫡出子】

いわゆる「授かり婚」のように婚姻成立前に懐胎（妊娠）し、婚姻成立の日から200日以内に生まれた子供は、婚姻関係にある男女間に生まれる子供である為、嫡出子には該当しますが『推定される嫡出子』となることは出来ません。



【嫡出子推定を受けないと不都合が生じるの？】

例えば、父親が莫大な財産を残して死亡し、その相続人が息子のみだったと仮定します。

そして、その息子が実は父親の嫡出子としての推定を受けない子供であり、更に本当に父親の息子であるか否か？について疑義が生じたとします。


このとき利害関係者は、『親子関係不存在確認の訴え』を提起する事ができます。

この『親子関係不存在確認の訴え』は利害関係者であれば、いつでも提起することが出来て、親子関係の存否を争う事が出来るのです。

上記の例において、もし息子の次順位の相続人が、『親子関係不存在確認の訴え』を提起して、その訴えが認められてしまうと、父親と息子との親子関係は無かったことになり、その息子は相続権を失うことになってしまいます。

これに対し、嫡出子としての推定を受ける子供の場合には、一旦父親の嫡出子として確定すると、たとえその後「実は親子関係が無かった」という事実が発覚したとしても、その子供は嫡出子としての身分を失う事はありません。

このように『嫡出子推定を受けない子』はいわゆる“争続”時において非常に危うい立場に立たされるかもしれないのです。

 **【終わり】** 

ご案内

アトラス総合事務所では、将来の相続税対策、簡易財産診断、後見人問題、不動産登記に関する事柄等々、様々な御相談に対応しております。

『我が家は相続税が課税されるのかな？』、『相続税対策として会社を設立するとお得って本当？』等、質問・相談がございましたら、御遠慮無く弊社担当者まで連絡をくださいます様、お願い申し上げます。